

<論文>

邦銀における予想信用損失モデルに関する考察

岡 田 慎太郎

【論文要旨】

世界的な金融危機の反省を踏まえ、国際財務報告基準（IFRS）および米国会計基準では金融資産の減損において予想信用損失モデルが採用されており、現在日本においても導入に向けた議論が進められている。本稿では、日本の銀行業のうちニューヨーク証券取引所にIFRSまたは米国会計基準にて上場している3社（三菱UFJ、三井住友、みずほ）について、予想信用損失モデルと日本基準による貸倒引当金残高の比較を行った。結果、3社の引当率の平均値はいずれも予想信用損失モデルの方が日本基準より高く、予想信用損失モデルでは貸倒引当金の引当水準を押し上げる傾向が見られた。ただし、3社のうち2社（三菱UFJとみずほ）については、予想信用損失モデルと日本基準の差に縮小の傾向も見られた。金融検査マニュアル廃止により、現行の制度・手法において将来予測情報の利用などによる調整が実施されており、ハイブリッド的な運用が行なわれていると考えられる。

【キーワード】

貸倒引当金、予想信用損失モデル、IFRS、米国会計基準、金融検査マニュアルの廃止

1. はじめに

2000年代後半の世界的な金融危機の発生およびその拡大に対して、従来

¹ 従来のIFRSや米国会計基準では、減損の客観的な証拠などの認識基準（閾値）を満たした場合に減損損失を認識することから、発生損失モデル（Incurred Loss Model）

ティ (procyclicality) を引き起こし、深刻化の一因となったとの見方がある (Financial Stability Forum [2009] ; Financial Stability Board [2009] など)。このような指摘に対応するため、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) および米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) では、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) および米国会計基準において予想信用損失モデルを開発し、金融資産の減損モデルとして採用した。予想信用損失モデルでは、信用損失を認識するための閾値は排除され、マクロ経済予測など将来予測情報を含む合理的で裏付け可能な情報に基づき信用損失の見積りが算定されることから、発生損失モデルに比べて損失を早期に認識することが期待される。

日本基準では、債務者の財政状態及び経営成績に応じて債権を区分し、その区分ごとに貸倒見積高を算定することとされている。企業会計基準委員会 (ASBJ) では、国際的な会計基準との整合性を図る取組みの一環として、予想信用損失モデル導入の検討が進められている。日本の銀行業では、すべての銀行において日本基準が適用されているが、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みずほフィナンシャルグループの3社については、ニューヨーク証券取引所の上場においてIFRSまたは米国会計基準に基づく財務諸表の開示も行われている。すなわち、これら3社については日本基準による貸倒引当金に加え、IFRSまたは米国会計基準での予想信用損失モデルによる信用損失 (貸倒引当金) が開示されていることになる。

本稿では、予想信用損失モデルと日本基準による貸倒引当金の算定方法について概観し、上記3社の予想信用損失モデルと日本基準による貸倒引当金を比較することにより、邦銀における予想信用損失モデルについて考察する。

と呼ばれる。BCBS [2021] では、発生損失モデルの問題として損失認識の適時性の欠如やばらつきなどを挙げている。

2. 予想信用損失モデルの概要

2.1. IFRSと米国会計基準における適用

IASBは、2014年7月にIFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS9号）を公表し、償却原価で測定される金融資産、その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産などに対して、予想信用損失にて貸倒引当金²を認識することとした。IFRS9号では、当初認識以降の債務者の信用リスクの変動に応じて予想信用損失の認識・測定を行う3ステージモデルが採用されている。IFRS第9号における予想信用損失モデルはECL（Expected Credit Loss）モデルと呼ばれ、2018年1月1日以後に開始する事業年度から適用となった。

IASBとFASBは共同で金融資産の減損モデルを開発していた時期³もあったが、最終的にFASBは米国内の市場関係者からのフィードバックに基づき、IASBとは異なる予想信用損失モデルを開発することにした。FASBは、2016年6月にASU第2016-13号「金融商品-信用損失（Topic326）：金融商品に関する信用損失の測定」（以下、ASC326号）を公表し、償却原価で測定される金融資産に対して予想信用損失にて貸倒引当金（Allowance for Credit Losses）を認識することとした。ASC326号では、IFRS9号とは異なり当初認識時点の信用リスクに関わらず、契約期間にわたり予想信用損失が認識・測定される。ASC326号における予想信用損失モデルはCECL（Current Expected Credit Loss）モデルと呼ばれ、2020年1月1日以後に開始する事業年度から適用となった。

IFRSと米国会計基準における予想信用損失モデルの主な差異は図表1の通りである。根岸 [2019] はこの差異について、IFRS9号は当初認識時の予想損失と当初認識以降の予想損失とを区別することで、金融資産の収益性を忠実に表現するとの考え方に基づいているが、ASC326号は損失の遅延認識および関

² 基準では損失評価引当金（Loss allowance）であるが、本稿では貸倒引当金と統一して使用する。

³ 2011年5月～2012年7月にかけては、3バケット・モデルを共同で検討していた。

値の多様性を解消することに関心が向けられ、金融資産の回収可能性を反映させることが念頭に置かれていると整理している。

図表 1 IFRSと米国会計基準における予想信用損失モデルの主な差異

	ステージ1 (当初認識時)	ステージ2 (当初認識以降に信用 リスクが著しく増大し た資産)	ステージ3 (信用減損資産)
IFRS	12か月の予想損失	全期間の予想損失	全期間の予想損失
米国会計基準		全期間の予想損失	

出典：IFRS 9号およびASC326号より筆者作成

2.2. 予想信用損失の算定方法

予想信用損失の算定方法について、IFRSおよび米国会計基準では具体的な手法は定められていないが、代表的な手法⁴として以下の算式⁵が挙げられる。

予想信用損失 (ECL)

$$= \text{デフォルト確率 (PD)} \times \text{デフォルト時損失率 (LGD)} \\ \times \text{デフォルト時エクスポージャー (EAD)}$$

デフォルト確率 (Probability of Default : PD) は、デフォルト (債務不履行) の発生確率であり、マクロ経済予測などの将来予測情報が織り込まれる。デフォルト時損失率 (Loss Given Default : LGD) は、デフォルト時の損失率を表し、デフォルトしたエクスポージャー (残高) に生じる損失額の割合となる。デフォ

⁴ EBA (European Banking Association) では欧州の銀行業のうちサンプルで選定した銀行について、IFRS 9号の適用状況を調査し報告書として取りまとめている。当該レポート (EBA [2023]) では、多くの銀行がPD・LGD・EAD法を用いていることが示されている。また、ASC326号では様々な手法 (DCF法、Loss-Rate法、Roll-Rate法、PD法、年齢調べ (Aging Schedule) を用いた方法など) が示されている。

⁵ なお、当該算式は自己資本比率規制におけるリスクアセットの算定において、内部格付手法 (IRB) を適用した場合の信用リスクの計測に用いられる算式と同一の考え方である。

ルト時エクスポージャー（Exposure At Default：EAD）は、デフォルト時のエクスポージャーであり、返済額等も考慮される。予想信用損失は、債権単位（貸出金単位）にこれら3つのファクターの掛け算により算出される。将来予測情報には、マクロ経済指標（GDP成長率、失業率、住宅価格指数、消費者物価指数）などが用いられており⁶、一般的には複数のシナリオを策定して、それらの結果を確率加重平均することにより予想信用損失が計算される⁷。二重作・本間・山下 [2019] では、ECL型引当金は貸倒損失の測定に用いるインプット情報の選定やモデルの構築の点で、IL型（発生損失型）に比べ、経営者の裁量に依存する面が大きく、かつ測定における見積りの要素が大きいと指摘している。BCBS [2021] においても、予想信用損失モデルでは予測方法や前提条件など経営者の裁量の要素が大きくなることから、経営者のインセンティブやガバナンスが重要である点を指摘している。また、景気拡大や景気後退などの局面においては、将来予測情報の変動などにより、予想信用損失の変動（ボラティリティ）が大きくなり、結果的には与信関係費用（PL項目）を通じて当期純利益の変動につながる可能性もある。Abad and Suarez [2018] は、発生損失モデルと予想信用損失モデルが純利益や自己資本比率に与える影響について比較しているが、その中において予想信用損失による貸倒引当金のボラティリティは、発生損失モデルによる場合より大きいことを示している。

3. 日本基準における貸倒引当金の概要

3.1. 会計基準における設定

企業会計原則注解18によると、引当金は「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金

⁶ EBA [2023]より抜粋。

⁷ IFRS9号では、予想信用損失について(1) 将来予測情報（合理的で裏付け可能なもの）、(2) 偏りのない確率加重金額、(3) 貨幣の時間価値を反映させなければならないと規定している。

額を合理的に見積もることができる場合」に認識できる。貸倒引当金について、かつては税法が定める法定繰入率を用いて設定している企業が多くみられたが、1999年に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準）が公表され、貸倒引当金の算定方法が示されることとなった。

金融商品会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績に応じて一般債権、貸倒懸念債権または破産更生債権等のいずれかに区分したうえで、それぞれの区分に応じた債権の貸倒見積高の算定方法を定めている。具体的には、一般債権については、債権の状況に応じて過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定される。貸倒懸念債権については、債権の状況により担保や保証による回収見込額を減額した残額のうち債務者の状況を加味した金額、またはキャッシュ・フローの割引現在価値により算定され、破産更生債権等については、担保や保証による回収見込み額を減額した残額が貸倒見積高となる。

3.2. 銀行業における制度的枠組み⁸

金融機関に対しては、1998年4月に早期是正措置制度⁹が導入され、資産の自己査定と償却・引当の制度が整備された。それに先立ち、日本公認会計士協会は銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下、委員会報告第4号）を公表し、債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つの債務者区分に区分することを示した。金融監督庁（現、金融庁）では金融検査マニュアルを策定し、金融機関の償却・引当の適切性を検証してきた。同マニュアルでは、委員会報告第4号と同様の区分を示したうえで、債権の回収の危険性や価値の毀損の危険性の度合いに応じて貸倒償却または貸倒引当金を計上する枠組みを示した（図表2参照）。

⁸ 詳細は銀行経理問題研究会[2016]、梅澤[2015]、佐藤[2007]などを参照。

⁹ 金融機関の経営の健全性を確保するために自己資本比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動する制度。

図表 2 債務者区分と貸倒引当金の設定

区分	考え方	計上先
正常先 要注意先 (含む要管理先)	貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する※	一般貸倒引当金
破綻懸念先	個別債務者毎に担保や保証による回収見込額を減額した残高のうち必要額を貸倒引当金として計上する※	個別貸倒引当金
実質破綻先 破綻先	個別債務者毎に担保や保証による回収見込額を減額した残高を貸倒引当金とする	

※要管理先や破綻懸念先のうち、大口債権者についてはDCF法の適用が望ましいとされている。

出典：銀行経理問題研究会 [2016] より筆者作成

貸倒実績率又は倒産確率による貸倒引当金の算定に際しては、今後の一定期間における予想損失額を見込んで算定が行われる。委員会報告第4号では、予想損失額を見込む一定期間（損失見込期間）について、貸出金等の平均残存期間が妥当とした上で、正常先債権については今後1年間、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間、その他の要注意先については今後1年間の予想損失額を見込んでいる場合には、監査上妥当なものとして認めている。このように日本においては、各銀行の裁量の余地が少ない一律の基準が整備され、監督当局による検査が行われてきた。

3.3. 金融検査マニュアル廃止による変化

2019年に金融検査マニュアルは廃止され、金融庁は同時に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以後、融資DP）を公表した。融資DPでは、金融検査マニュアルが長年運用される中で、過去の実績に限られない情報から将来を見通して引当を見積る取組みが制約された点や、債務者の実態よりも形式を重視する債務者区分がなされる傾向が生じた点等を問題点として挙げている。ただし、融資DPでは現行の金融検査マニュアルに基づく実務を否定するのではなく、現在の債務者区分を出発点に信用リスクを

よりの確に貸倒引当金に反映するための基本的な考え方や検査・監督の視点を示している。具体的には、一般貸倒引当金の見積りについて、リスク特性に応じて債権のグルーピングを行い、過去実績に加えて内部や外部の将来予測情報を引当に反映することなどが示されている。

当該文書を受け、各銀行では基本的には金融検査マニュアルの枠組みを維持しつつも、融資ポートフォリオの特性等を踏まえて引当方法を見直す動きが始まっている。金融庁ではこのような動きに対して、財務諸表の比較可能性を確保する観点から、銀行業の引当開示の在り方に関する勉強会を開催しており、特徴的な開示事例¹⁰等を公表している。当該資料（金融庁〔2022a〕、金融庁〔2022b〕）では、債務者区分の細分化や債務者区分以外のグルーピング、損失見込み期間の延長（従来1年または3年であったものを、残存期間に変更）、新型コロナウイルスやロシア・ウクライナ情勢を踏まえた追加計上、将来予測情報を活用した引当方法の採用、などの事例が示されている。

本来、金融検査マニュアルに基づく貸倒引当金設定においては、一般貸倒引当金について過去実績に基づく損失率に対し、将来見込み等の修正を行うことが示されており、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」においても「企業の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正することが必要」とされている。したがって、従来から一般貸倒引当金において将来予測を引当に反映させることは可能であったが、監督当局による検査手法等を受け多くの銀行において過去の貸倒実績をベースとした一律的な運営が行われてきた。融資D Pにおいて外部や内部の環境変化に対して将来情報を引当に反映させること等の考え方が示され、現行の制度・手法においても、予想信用損失の考え方を取り込むことが可能であることが改めて示されたと整理できる¹¹。

¹⁰ 開示項目としては、「貸倒引当金の計上基準」に加え、「重要な会計上の見積り」において追加開示が見られている。

¹¹ 企業会計基準委員会における金融商品に関する会計基準のプロジェクト資料（企業

4. 予想信用損失モデルと日本基準による貸倒引当金の比較

4.1. 対象銀行とデータ

今回の比較では、日本の銀行業のうち日本基準に加え、ニューヨーク証券取引所上場においてIFRSまたは米国会計基準による財務諸表を開示している以下の3社を対象とした。

図表3 対象銀行

企業名	会計基準※	予想信用損失モデルの適用開始時期
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（三菱UFJ）	米国基準	2020年度
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（三井住友）	IFRS	2018年度
株式会社みずほフィナンシャルグループ（みずほ）	米国基準	2020年度

※ニューヨーク証券取引所上場において適用される会計基準

今回の対象銀行3社について、日本基準による財務諸表の開示は四半期毎となるが、ニューヨーク証券取引所における財務諸表の開示は、中間期（6-K）および通期（20-F）の年2回¹²である。したがって、今回の対象期間は3社が予想信用損失モデルの適用を開始した2020/09期から2023/09期までの7期とした¹³。データソースは、日本基準については各社の有価証券報告書より取得し、IFRSおよび米国会計基準は6-Kまたは20-Fより取得した。貸倒引当金の対象となる貸出金については、IFRSではLoans and Advances、米国会計基準では、Loans, net of unearned income, unamortized premiums and deferred loan feesの金額を用いた。日本基準では、貸出金、外国為替、支払承諾見返の合計額とした。収集したデータは章末のAppendixに記載している。

会計基準委員会[2021]では、現行の日本基準について発生損失モデルを使用しているか予想信用損失モデルを使用しているかは明示されていないとしている。

¹² 米国外発行体（FPI：Foreign Private Issuer）の条件に該当すると、四半期報告は免除される。また、中間期は会計監査人による監査は求められておらずレビューとなる。

¹³ 三井住友については、2018/09期から2020/03期までのデータも参考情報として収集した。

4.2. 比較結果

今回の比較では、貸倒引当金の対象となる貸出金の範囲が適用される会計基準により異なることから、貸出金に対する貸倒引当金の割合（引当率）を用いることにした。最初に予想信用損失モデルと日本基準による引当率の対象期間における平均値と標準偏差について比較する（図表4）。

図表4 引当率の平均値と標準偏差

		予想信用損失 モデル(a)	日本基準 (b)	差(a-b)
三菱UFJ	平均値	1.103	0.944	0.158
	標準偏差	0.093	0.084	0.009
三井住友	平均値	0.844	0.661	0.183
	標準偏差	0.053	0.056	-0.003
みずほ	平均値	0.757	0.667	0.090
	標準偏差	0.061	0.088	-0.027

引当率の平均値について、3社いずれも予想信用損失モデルの方が日本基準より高かった。3社を比較すると、引当率は予想信用損失モデル、日本基準ともに三菱UFJが三井住友やみずほに比べると高く、引当率の差では三菱UFJと三井住友に比べ、みずほは小さい傾向が見られた¹⁴。引当率の差について検定を行ったところ、3社ともに概ね有意な差があることが確認¹⁵された。予想信用損失モデルにおけるステージ1債権について、IFRSでは12か月の予想損失が認識されるのに対し、米国会計基準では全期間の予想損失が認識される。したがって、米国会計基準の方がIFRSよりも予想信用損失が大きく測定されることが考えられるが、今回の比較においてはそのような傾向は見られなかった。対象期間における貸倒引当金のボラティリティを表す標準偏差については、

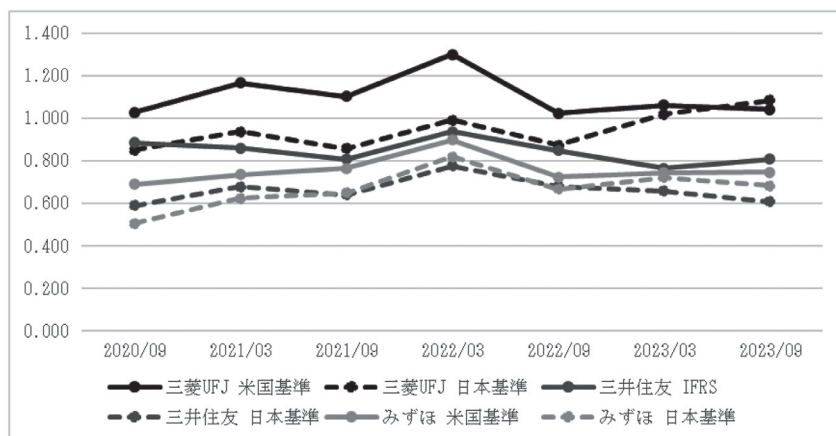
¹⁴ なお、日本の銀行業（3社を除く）の対象期間における引当率の平均値は0.685であり、三井住友、みずほはほぼ同水準、三菱UFJが高い傾向にある。

¹⁵ t検定およびWilcoxon順位和検定を実施したところ、t値(z値)は三菱UFJが3.100(2.619)、三井住友が5.779(3.003)、みずほが2.052(2.236)であった。

3社いずれも差は小さく、三菱UFJでは予想信用損失モデルの方が高く、三井住友とみずほでは日本基準の方が高かった¹⁶。

次に、予想信用損失モデルと日本基準の引当率の対象期間における推移について比較する（図表5）。

図表5 引当率の推移



今回の対象期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大等による経済状況悪化の影響を受け、3社いずれも2022/03期にかけて引当率は上昇しその後低下する傾向が見られた。ただし、三菱UFJについては、2023/03期において日本基準による貸倒引当金が予想信用損失モデルに比べて増加したことにより予想信用損失モデルと日本基準の引当率の差が縮小し、2023/09期では日本基準が予想信用損失モデルを上回っていた¹⁷。みずほについては、対象期間を通じて概ね日本基準による貸倒引当金が予想信用損失モデルに比べて増加しており、予想信用損失モデルと日本基準の引当率の差に縮小の傾向が見られた。他

¹⁶ 三井住友については2018年度より予想信用損失モデルを適用しているため、当該期間も含めた平均値と標準偏差についても確認を行ったが異なる点はなかった。

¹⁷ 三菱UFJでは、米国会計基準が適用された在外子会社について予想信用損失モデルによる貸倒引当金が計上されており、同社全体の貸倒引当金の約3割から4割を占めている。当該貸倒引当金残高の変動による影響も考えられる。

方、三井住友については予想信用損失モデルと日本基準の引当率の差に縮小の傾向は見られなかった。各社の財務諸表（日本基準）の注記事項を確認すると、3社いずれも新型コロナウイルス感染拡大やロシア・ウクライナ情勢などによる経済環境の変化を踏まえ、従来手法に対して将来予測情報の利用などの調整が実施されていた（図表6）。

図表6 引当開示内容の例

会社名	注記内容（2022/03期より一部抜粋）
三菱UFJ	過去実績を基に算定した損失率への将来見込み等において、COVID-19及びロシア・ウクライナ情勢の長期化影響等に起因する不透明な事業環境を踏まえ、貸倒実績率/倒産確率の増加率の調整または予想損失額の追加計上等を実施した。
三井住友	ウクライナをめぐる国際情勢に起因する不透明な事業環境、海外における各国の金融引き締め政策に伴い、企業の利払負担が増加傾向にあること、新型コロナウイルス感染症の状況は一定の落ち着きを見せているものの、今後信用状況が悪化する懸念があることを踏まえ、必要に応じて債務者区分の見直しを行うこと、また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、影響を受けやすいポートフォリオを特定し、必要と認められる金額を計上した。
みずほ	予想損失額の必要な修正に使用する外部環境の将来見込みをマクロ経済シナリオ等に基づき設定した。 具体的には、新型コロナウイルス感染症の収束に伴うインバウンド需要の回復や物価高に加え、ロシア・ウクライナ情勢や米中対立等を踏まえたシナリオを用い、当該シナリオにはGDP成長率の予測、資源価格、金利や為替などの金融指標、業種ごとの事業環境の将来見通し及び半導体減産影響等を含む。これらの影響により将来発生すると見込まれる予想損失額を貸倒引当金として計上した。

4.3. 結果の考察

比較の結果、3社の引当率の平均値はいずれも予想信用損失モデルの方が日本基準より高く、概ね有意な差が見られた。ボラティリティを表す標準偏差については、3社いずれも予想信用損失モデルと日本基準に大きな違いは見られなかった。ただし、3社のうち2社（三菱UFJとみずほ）については、予想信用損失モデルと日本基準の引当金の差に縮小の傾向も見られた。日本基準において将来予測情報の利用などによる調整が実施された結果、予想信用損失モ

デルの引当水準に近づいたことが考えられる¹⁸。ただし、同様に調整を実施している三井住友については縮小の傾向は見られなかった。この理由としては、採用されている会計基準の違い、融資ポートフォリオの違い、日本基準における将来予測情報の取り込み手法の違いなどが考えられるが、開示内容からは解明することはできなかった。各社が自社の融資ポートフォリオの特性等に基づき引当方法を検討することは望ましい方向であるが、一方で予想信用損失の算定に際しては、見積りの要素が大きく経営者の裁量の幅も広がる。財務情報の信頼性や比較可能性の観点からは、開示内容の拡充が必要である。

なお、今回の比較では対象銀行が3社と少ないことから単純な数字の比較に留まり、統計的な分析は十分に実施できていない。また、対象銀行はすべて資産規模の大きいメガバンクであり、日本の銀行業全体では偏りのあるサンプルとなっている点に留意が必要である。

5. おわりに

本稿では、日本の銀行業のうちニューヨーク証券取引所への上場している3社（三菱UFJ、三井住友、みずほ）について、予想信用損失モデルと日本基準による貸倒引当金残高を比較することにより、邦銀における予想信用損失モデルについて考察することを目的とした。比較を行った結果、貸倒引当金の引当率について予想信用損失モデルの方が日本基準より高く、予想信用損失モデルでは貸倒引当金の引当水準を引き上げる傾向が見られた。ただし、3社のうち2社（三菱UFJとみずほ）ではその差に縮小の傾向も見られた。現行の制度・手法において将来予測情報等の利用による調整が実施されており、ハイブリッド的な運用が行われていると考えられる。

現在ASBJでは、日本基準において予想信用損失モデルの導入に向けたプロジェクトが進められている。当該プロジェクトでは、6つのステップに分けて

¹⁸ 当該期間において、予想信用損失モデルで使用されるマクロ経済指標が安定していたことも理由として考えられる。

議論が進められており、ステップ2では国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS9号を適用した場合と同じ実務及び結果となる基準を目指している。また、ステップ4では実務負担¹⁹を考えた簡便的な手法の導入も検討されている。今回の検証はメガバンク3社と限られたサンプルではあるものの、日本の銀行業における予想信用損失モデルの適用に向けた議論において参考となる情報を示すことができたと考えている。

参考文献

- Abad, J., and J. Suarez [2018] *The procyclicality of expected credit loss provisions*, CEPR Discussion Paper No. DP13135.
- Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) [2021] *The Procyclicality of loan loss provisions: a literature review (Working Paper 39)*
- European Banking Association (EBA) [2023] *IFRS 9 Implementation by EU Institutions 2023 Monitoring Report (November 2023)*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2016] *Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326) : Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*. Accounting Standard Update No.2016-13.
- Financial Stability board (FSB) [2009] *Improving Financial Regulation; Report of the Financial Stability Board to G20 Leaders*.
- Financial Stability Forum (FSF) [2009] *Report of the FSF working Group on Provisioning*.
- International Accounting Standards Boards (IASB) [2014] *Financial Instruments: International Financial Reporting Standards No.9*.
- 梅澤俊浩 [2015] 「銀行業における貸倒引当金繰入額の期待モデルの構築」、『産業経営』51：75-107.
- 企業会計基準委員会 [2019] 「改正企業会計基準第10号 金融商品に関する会計

¹⁹ 実務上の負担が重いものとして、債権単位での算定や複数シナリオに基づく算定などが取り上げられている。

基準（2019年7月4日最終改正）」。

企業会計基準委員会 [2021] 「ECLモデル（IFRS基準）とCECLモデル（米国会計基準）の基本的な考え方」（第465回企業会計基準委員会資料）

金融庁 [2019] 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方（ディスカッションペーパー）」

金融庁 [2022a] 「銀行の引当開示の充実に向けて」。

金融庁 [2022b] 「銀行の引当開示の状況（2021年3月期～2022年3月期）」。

銀行経理問題研究会 [2016] 『銀行経理の実務（第9版）』、金融財政事情研究会。
佐藤隆文 [2007] 『バーゼルⅡと銀行監督 新しい自己資本比率規制』東洋経済新報社。

高須悠介・中野誠 [2016] 「貸倒引当金の保守性と利益評価」、『横浜経営研究』36 (3/4) : 33-54.

日本公認会計士協会 [2022] 「銀行等監査特別委員会報告第4号 銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（2022年4月14日最終改正）」。

日本公認会計士協会 [2016] 「会計制度委員会報告第14号 金融商品会計に関する実務指針（2016年3月25日最終改正）」。

根岸亮平 [2019] 「金融商品に係る2つの予想損失モデル」、『千葉商大論叢』56 (3) : 157-170.

二重作直樹・本間朝子・山下裕司 [2019] 「銀行規制における会計情報の意義」、『金融研究』2019.7 : 83-125.

（おかだ しんたろう 本学教授）

Appendix

(単位：百万円、引当率は%)

三菱UFJ	貸倒引当金		貸出金*1		引当率	
	米国基準	日本基準	米国基準	日本基準	米国基準	日本基準
2020/09	1,208,535	1,007,128	117,648,119	118,596,403	1.027	0.849
2021/03	1,348,391	1,105,541	115,718,863	118,102,828	1.165	0.936
2021/09	1,171,458	990,732	106,350,454	115,652,171	1.102	0.857
2022/03	1,470,701	1,222,162	113,149,393	123,208,921	1.300	0.992
2022/09	1,257,237	1,172,792	122,928,821	134,209,221	1.023	0.874
2023/03	1,272,898	1,245,727	119,955,460	122,452,228	1.061	1.017
2023/09	1,294,757	1,382,406	124,402,512	127,406,275	1.041	1.085
平均	1,289,140	1,160,927	117,164,803	122,804,007	1.103	0.944

三井住友*2	貸倒引当金		貸出金*1		引当率	
	IFRS	日本基準	IFRS	日本基準	IFRS	日本基準
2018/09	606,406	467,343	88,560,861	87,609,867	0.685	0.533
2019/03	604,988	468,808	90,682,938	89,263,585	0.667	0.525
2019/09	592,257	450,318	91,358,521	89,777,735	0.648	0.502
2020/03	706,405	479,197	94,671,818	93,889,775	0.746	0.510
2020/09	857,948	564,094	97,064,545	95,633,600	0.884	0.590
2021/03	849,287	659,017	98,825,555	97,284,323	0.859	0.677
2021/09	800,008	630,194	99,112,785	98,633,571	0.807	0.639
2022/03	993,054	817,784	105,953,699	105,368,399	0.937	0.776
2022/09	990,168	802,454	116,916,868	118,166,605	0.847	0.679
2023/03	864,114	750,369	113,143,827	114,040,672	0.764	0.658
2023/09	949,631	725,472	117,681,405	119,292,656	0.807	0.608
平均	900,601	707,055	106,956,955	106,917,118	0.787	0.609

みずほ	貸倒引当金		貸出金*1		引当率	
	米国基準	日本基準	米国基準	日本基準	米国基準	日本基準
2020/09	622,526	477,516	90,475,747	94,376,399	0.688	0.506
2021/03	650,849	575,572	88,580,867	92,392,175	0.735	0.623
2021/09	665,228	594,023	87,185,770	91,512,758	0.763	0.649
2022/03	809,817	783,886	90,290,583	95,710,650	0.897	0.819
2022/09	710,746	700,532	98,334,291	105,104,202	0.723	0.667
2023/03	700,959	720,437	94,175,757	100,001,385	0.744	0.720
2023/09	729,994	712,637	97,799,302	104,416,964	0.746	0.682
平均	698,588	652,086	92,406,045	97,644,933	0.757	0.667

*1：IFRSについてはLoans and advances、米国会計基準については、Loans, net of unearned income, unamortized premiums and deferred loan feesの金額を用いた。日本基準については、貸出金、外国為替、支払承諾見返の合計額とした。

*2：2018年度から適用を開始しているため、2018年中間から4期分についても参考値として含めた